

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 29 回）議事要旨

1 日時

平成 26 年 11 月 11 日（火）17 時 30 分～18 時 30 分

2 場所

総務省 11 階 11 階会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、池田 正、岩橋 秀直、内田 真人、大山 真澄、尾形 わかは、加藤 潤、木村 孝、久保田 伸（代理：紀藤 寛実）、柴田 克彦、高井 久徳（代理：小野 祐一）、中島 寛、西川 嘉之、原田 昌彦、三膳 孝通、向山 友也、矢入 郁子、吉田 治生

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

塩崎 充博、富岡 秀夫、寺岡 秀礼、本田 昭浩

4 議事

- 資料安作 29-1 に基づき事務局より第 28 回の議事要旨案を確認した。
- 「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準の見直しについて」（資料安作 29-2）、「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準（案）別表第 1 設備等基準」（資料安作 29-3）及び「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準（案）別表第 2 管理基準」（資料安作 29-4）について事務局より説明した。主な討議は以下のとおり。
 - ・ 別表第 2 第 2.1. (1) のアとイの項目は、まとめた方がよいのではないか。
 - ・ 別表第 2 第 2.1. (1) のイで経営レベルの電気通信設備統括責任者が任命されている場合には、アの経営責任者の職務を明確にすることを包含しているというコメントを記載することで、経営責任者と電気通信設備統括責任者が同じ位置づけであることが明確になるため、補足するとよいのではないか。
 - ・ 管理規程では、経営責任者と電気通信設備統括管理者が別項目で記載されているため、別表第 2 第 2.1. (1) のアとイを統合する場合には、管理規程の内容も議論が必要になるかもしれない。
 - ・ 最終的には、別表第 2 第 2.1. (1) のアの「その他」は◎を○にし、また、アとイに重複があることを解説に記載すればよいのではないか。
 - ・ 情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準内で MVNO と MNO という言葉が出てきているが、これらは移動通信を対象としているため、最終的には固定通信も含まれた言葉に変えた方がよいのではないか。

- ・ 別表第2 第3.1.(10)の緊急通報以外の項目、例えば同表第3.1.(8)の重要通信では扱う場合とされているので、緊急通報も同様の記載にすべきではないか。
 - ・ 別表第2 第3.1.(10)緊急通報について、「取組の詳細については解説に記載」と補足されているが、具体的には何か。この項目は対策の内容が曖昧に思われる。
- 「IP ネットワーク設備委員会 安全・信頼性検討作業班報告書(案)」(資料安作29-5)について事務局より説明した。主な討議は以下のとおり。
- ・ 40 ページのベストプラクティスについて、電気通信設備は事業者によって様々であるので、特定の事業者のベストプラクティスが他社に適用できるのかどうか、慎重な検討が必要と考える。
 - ・ 41 ページの「情報提供に関する検討会での提言(1)情報の提供時間」について、「重大な事故か否かにかかわらず」とされているが、小さな事故情報まで全て掲載すると利用者の混乱を招くおそれがあるため、どの規模の事故まで情報提供すればよいのかを明確にしていきたい。
 - ・ 新しく追加される区分について、報告書案では「新区分」、報通信ネットワーク 安全・信頼性基準案では「非回線」と記載されているが、同じなのか。
 - ・ (事務局) 今後は、区分名を「非回線」とさせていただきたく考えている。
 - ・ 13 ページに「新区分」の定義が記載されているが、MVNO 事業者も有料で一定規模以上の利用者に対して提供している場合には対象となるのか。
 - ・ (事務局) MVNO も対象になる。また、新しい区分名を「非回線」としているが、現在の「事業用」には基礎的電気通信役務を提供している回線非設置事業者も含まれているため、これを見直し、「非回線」に移すことを検討している。
 - ・ 4 ページの情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準の図に、新しい基準を反映させたものを報告書に追加いただきたい。
- 事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

以上